

## 理 由

生産緑地地区について、農業従事者の死亡及び故障が生じ、後継者もいないために買取り申出がなされ、関係機関への買取りや農業委員会を通じて斡旋を行いましたが、希望者がなかったため、生産緑地法第14条に基づく生産緑地内における行為の制限の解除が行われたこと及び同法第8条による、公共施設等の設置に伴う生産緑地地区の縮小により、本案のとおり区域変更をしようとするものである。

また、生産緑地の追加指定の申出がなされ、生産緑地法に基づき精査したところ、同法第3条第1項の「一団のものの区域」として地形的まとまりを有する農地として認められるものである。さらに、泉南市生産緑地地区の追加指定に関する基本方針及び指定基準にも適合し、市街化区域の貴重な緑地機能として評価できることから追加しようとするものである。

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（泉南市決定）

南部大阪都市計画生産緑地地区（泉南市決定）を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
幡代 13 号	幡代一丁目地内	約 3.25ha	区域変更	8/10
幡代 14 号	幡代一丁目地内	約 0.34ha	区域変更	8/10
信達市場 20 号	泉南市信達市場及び 信達牧野地内	約 0.78ha	区域変更	4/10、5/10
新家 12 号	新家地内	約 1.63ha	区域変更	5/10
新家 13 号	新家地内	—————	廃 止	5/10
新家 18 号	新家地内	—————	廃 止	5/10
信達牧野 10 号	信達牧野地内	約 0.38ha	区域変更	8/10
男里 11 号	男里四丁目地内	約 3.61ha	区域変更	3/10、7/10
樽井 42 号	樽井二丁目地内	—————	廃 止	4/10
小 計		約 9.99ha		
岡田 1 号他 215 地区		約 54.95ha	変更なし	
合 計	225 地区	約 64.94ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

